

○国立大学法人筑波大学学術指導取扱規程

〔平成21年11月26日
法人規程第44号〕

改正 平成22年法人規程第40号

平成23年法人規程第65号

平成24年法人規程第30号

平成25年法人規程第24号

平成30年法人規程第9号

平成30年法人規程第57号

平成31年法人規程第40号

令和3年法人規程第28号

令和8年法人規程第4号

令和8年法人規程第27号

国立大学法人筑波大学学術指導取扱規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学外部資金研究取扱規則（平成16年法人規則第41号）第10条の規定に基づき、同規則第2条第3号に規定する学術指導の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(申込み)

第2条 学術指導の申込みをしようとする企業等は、別に定める様式を学長に提出するものとする。

(受入れの可否の決定)

第3条 学長は、前条の申込みを受理したときには、当該学術指導を担当する大学教員等（以下「学術指導担当者」という。）の所属する系の系長、計算科学研究センターの長若しくは生存ダイナミクス研究センターの長、附属病院長又は附属学校教育局教育長（以下「系長等」という。）と協議の上、学術指導を実施することが国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）の業務を遂行する上で支障をきたすおそれがないと認められる場合に限り、その受入れを決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、教育研究施設の業務に従事する大学教員等が当該教育研究施設において学術指導を行う場合には、当該教育研究施設の長（部局の教育研究等に関連して管理運営を行う教育研究施設にあっては当該部局の長。以下同じ。）と協議の上、学術指導を実施することが法人の業務を遂行する上で支障をきたすおそれがないと認められる場合に限り、その受入れを決定するものとする。

(決定の通知)

第4条 学長は、学術指導の受入れを決定したときには、別に定める様式により、企業等及び分任契約担当役に通知するものとする。

(学術指導契約等)

第5条 分任契約担当役は、前項の通知に基づき、速やかに、企業等との学術指導契約を締結するものとする。

2 分任契約担当役は、前項の学術指導契約を締結したときには、直ちに、学長に報告するものとする。

3 学長は、前項の報告を受けたときには、速やかに、系長等又は教育研究施設の長を経て、学術指導担当者にその旨を通知するものとする。

(学術指導の開始)

第6条 学術指導は、前条第1項に規定する学術指導契約を締結した日（以下この条において「契約締結日」という。）以降の企業等と協議の上、決定した日から開始するものとする。ただし、企業等が国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人又は地方公共団体である場合にあっては、当該企業等と協議の上、契約締結日前にこれを開始することができる。

(中止又は期間の延長)

第7条 学術指導担当者は、学術指導を中止し、又はその期間を延長する必要があるときには、企業等と協議の上、直ちにその旨を系長等又は教育研究施設の長を経て学長に報告し、その指示を受けるものとする。

2 学長は、前項の報告により学術指導の遂行上やむを得ないと認めるときには、これを中止し、又はその期間を延長することを決定し、別に定める様式により、分任契約担当役に通知するものとする。

3 分任契約担当役は、前項の通知を受けたときには、直ちに、企業等と変更契約を締結するものとする。

(完了の報告)

第8条 学術指導担当者は、学術指導が完了したときには、別に定める様式により、系長等又は教育研究施設の長を経て学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を受けたときには、別に定める様式により、分任契約担当役に通知するものとする。

(学術指導に要する経費の負担)

第9条 企業等は、次に掲げる学術指導に要する経費を負担するものとする。

(1) 学術指導担当者の知識、ノウハウ等の提供の対価としての学術指導料及び当該学術指導を行うに当たって必要な旅費、消耗品費等の経費（以下この条において「直接経費」という。）

(2) 当該学術指導遂行に関連し直接経費以外に必要となる経費（第3項及び第4項において

「間接経費」という。)

- 2 直接経費は、企業等と分任契約担当役が協議の上、定める額とする。
- 3 間接経費は、直接経費の30パーセントに相当する額を標準とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、企業等が国立大学法人、大学共同利用機関法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人又は地方公共団体であつて、当該企業等の財政事情により同項の率を下回ることとなる場合、かつ、学長がやむを得ないと認める場合には、同項の率を変更することができるものとする。
- 5 前各項の規定にかかわらず、企業等が大学発ベンチャーであり、かつ、学術指導に要する経費の全部又は一部を現金で支払うことが困難な場合には、株式又は新株予約権をもってこれに代えることができる。

(学術指導の場所)

第10条 学術指導担当者は、当該学術指導の遂行上必要な場合には、企業等の施設において学術指導を行うことができるものとする。

(知的財産権の取扱い)

第11条 法人及び企業等は、学術指導により国立大学法人筑波大学知的財産規則（平成16年法人規則第12号）第2条第1項に規定する知的財産権が生じたときには、速やかに相手方に通知するとともに、当該知的財産権の帰属の決定、出願事務等が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

(秘密の保持)

第12条 法人及び企業等は、学術指導契約において、学術指導の遂行上相手方から提供若しくは開示を受け、若しくは知り得た情報又は学術指導の結果得られた成果について、非公開とすることができるものとする。

(雑則)

第13条 この法人規程に定めるもののほか、学術指導の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平22.6.18法人規程40号）

この法人規程は、平成22年6月18日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学学術指導取扱規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平23.9.29法人規程65号）

この法人規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平 24. 3. 29 法人規程 30 号）

この法人規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 25. 2. 28 法人規程 24 号）

この法人規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 30. 1. 25 法人規程 9 号）

この法人規程は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平 30. 3. 22 法人規程 57 号）

この法人規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 31. 4. 26 法人規程 47 号）

この法人規程は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令 3. 3. 18 法人規程 28 号）

この法人規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 8. 3. 6 法人規程 4 号）

この法人規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 8. 7. 23 法人規程 27 号）

- 1 この法人規程は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この法人規程の施行の日前において申込みを受理した学術指導の取扱いについては、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学学術指導取扱規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。